福祉用具貸与例外給付の取扱いについて

　福祉用具貸与においては、軽度者（要介護１、要支援１・２）について、その状態像から使用が想定しにくい車いす等の種目は、保険給付の対象外です（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除いた自動排泄処理装置については要介護２・３も対象外）。ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として福祉用具貸与が認められます。

　この度、もとす広域連合での軽度者に対する福祉用具貸与の例外的な保険給付の取り扱いの一部についてお知らせ致します。

記

　被保険者の状況により（ア）～（ウ）に当てはまる場合、保険給付開始日を下記の通りとします。

1. サービス利用開始前に確認依頼書を提出した場合

申請日（受付日）を保険給付開始日とする。

1. 認定申請中であり暫定でサービスを利用しようとする場合

サービス利用前に医学的所見確認書類以外の必要書類を添え確認依頼書を提出していて、認定後１４日以内に医学的所見確認書類の提出があれば、申請日（受付日）を保険給付開始日とする。

1. 書類が揃う前に利用が必要（癌末期のため等緊急）な場合

当該福祉用具の利用を開始した日から１４日以内に確認依頼書等を提出していれば、利用開始日に遡って保険給付開始日とする。

　※特段の事情があり、上記の提出期限に間に合わない場合は当課までご連絡下さい。

【留意事項】

* 被保険者の状況により介護保険課の確認前に福祉用具貸与を開始することが可能ですが、当課が確認した結果、福祉用具貸与が不適当（適当ではない）となった場合は、給付されません。被保険者の自費での利用となります。**安易に貸与の開始をすること無く、十分な検討を行い慎重な対応をお願いします**。
* 認定申請中で（ウ）の場合は、当該福祉用具利用開始した日から１４日以内に医学的所見確認書類以外の必要書類を添え確認依頼書を提出していて、認定後１４日以内に医学的所見確認書類の提出があれば、利用開始日に遡って保険給付開始日とします。
* 認定申請中で、認定結果が要介護２～５（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除いた自動排泄処理装置については要介護４・５）であった場合、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付」に該当しない為、認定後提出することとなっている医学的所見確認書類の提出は不要です。

もとす広域連合

介護保険課　保険係

０５８-３２０－２２２０